

「行政活動論 —公務員の仕事—」 正誤表

下記に内容に誤りがありましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます。

【該当頁】	【正】	【誤】
10頁下から2行目	公共的問題の解決のため	公共的問題の解決を解決するため
67頁下から10行目	(なお、別表第一に載っていない機関は、国家行政組織法上の国の行政機関でなく、同法の審議会等(第8条)、施設等機関(第8条の2)、特別の機関(第8条の3、国土地理院等)(以上、附属機関あるいは8条機関と呼ばれている)、地方支分部局(第9条、国土交通省地方整備局等)がある。)	(なお、別表第一に載っていない機関は、国家行政組織法上の国の行政機関でなく、同法上の特別の機関(第8条の3、海上保安庁等)、地方支分部局(第8条の4、国土交通省地方整備局等)等である(8条機関と呼ばれている。)

大成出版社
(2015.06.03)